

旧土佐あき農業協同組合の排除措置命令取消請求訴訟の判決について

公正取引委員会が認定した系統外出荷手数料、罰金等は、農協とは独立性を有する各支部園芸部という生産者の自治組織が自ら運営管理する集出荷場の運営費を賄うことを目的とした正当な行為であり、各支部園芸部も同様な認識を持つことから、そもそも農協による系統外出荷制限ではないという事実主張に加え、控訴審においては、仮に、各支部園芸部の行為が農協の行為と評価されたとしても、共同販売事業の固定費等の運営に必要な費用を賄うための正当な行為であるという、農協の活動に関する独禁法 22 条という重要な法律上の主張を追加展開しましたが、この度、東京高裁は、これらの当農協の主張を認めず、敗訴判決となったことは極めて遺憾としか言いようがありません。特に、後者の主張は、独禁法 22 条が農協に独禁法の適用除外として認められた共同販売事業の効率的かつ実効的な運用に必要な行為の正当性に関する根本的かつ大変重要な意義を有するものであり、今後の農協の役割、活動に大きく影響を及ぼすことから、今回の判決文の内容を十分に検討し、慎重に今後の対応を決定する所存です。

組合員の皆様におかれましては、今後も引き続きご支援いただくようお願い申し上げます。

令和元年 11 月 27 日

高知県農業協同組合

代表理事組合長 武政盛博